

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的・計画の位置付け

(1) 計画策定の目的・経緯

本市では、1996年（平成8年）に「環境基本条例」を制定し「環境の保全及び創造に関する施策の基本方針」において示す施策を展開するため、1998年（平成10年）8月に「横須賀市環境基本計画」（第1期）を策定しました。

その後も、必要に応じ、環境基本計画の見直しや改定を行うとともに、分野別計画である「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン（2011～2021）」や「横須賀市みどりの基本計画」などの関連計画と整合を図りながら、総合的かつ計画的に環境行政を推進してきましたが、本市の環境を取り巻く情勢は、日々大きく変化し続けています。

国際的には、2015年（平成27年）9月に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され「持続可能な開発目標」（以下「SDGs」という）が掲げられるとともに、同年に開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議」（以下「COP21」という）において「パリ協定」が採択されました。

また、国においても、相互に関連し、複雑化する環境・経済・社会の課題に対応すべく「第五次環境基本計画」が閣議決定されるなど、国内外において、環境問題に対する機運がこれまで以上に高まりを見せています。

身近な環境課題や、顕在化している地球規模の環境問題を解決していくためには、地域レベルでの取り組みが重要となることから、本市では、2020年（令和2年）9月には「海洋都市横須賀 海洋プラスチックごみ対策アクション宣言」、2021年（令和3年）1月には「横須賀市ゼロカーボンシティ宣言」を行うほか、同年10月には「地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例」を制定するなど、独自の取り組みを進めてきました。

また、みどり政策や気候変動への適応においても、自然の地形に沿った水系単位での治水対策を行う「流域治水」の考え方や、社会資本整備や土地利用などのハード・ソフトの両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを進める「グリーンインフラストラクチャー」（グリーンインフラ）の考え方が提唱されるなど、新たな課題への対応が求められています。

こうした状況を踏まえ、2011年（平成23年）3月に策定した「横須賀市環境基本計画（2011～2021）」（第2期）の計画期間が終了すること、また、本市を取り巻く環境問題や経済・社会情勢の変化に対応するため、2022年度（令和4年度）からの新たな計画として「横須賀市環境基本計画2030」を策定します。

(2) 計画の性格と役割

本計画は、上位計画である「YOKOSUKA ビジョン 2030」（横須賀市基本構想・基本計画）が、環境分野の未来像として掲げる「『自分ごと』の意識が未来を守るまち」を実現する分野別計画として、連携が必要な他の分野別計画と整合を図り、環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

また「環境基本条例」が掲げる基本理念を実現するためには、各主体とパートナーシップを形成し、行動することが重要となることから、本計画において示す方向性が、環境活動に取り組む各主体の共通認識となるよう、本市の目指す環境の姿を広く示す役割を担っています。

なお、環境教育・環境学習分野については 2008 年（平成 20 年）3 月に策定した「横須賀市環境教育・環境学習マスタープラン」に基づく施策を推進してきましたが「横須賀市環境教育・環境学習マスタープラン」を本計画へ統合し、新たな基本目標として掲げるとともに、今後も「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（環境教育等促進法）第 8 条に基づく行動計画として位置付け、環境教育・環境学習の更なる推進を図ります。

(3) 本計画の位置付けと他計画との関係

本計画において扱う環境分野は多岐にわたっており、みどり政策や地球温暖化対策、一般廃棄物処理などについては、個別計画を策定し、各種課題に対応しています。

環境行政の推進にあたっては、他の個別計画との連携・調整が不可欠であることから、関連する個別計画を分野別計画として位置付け、分野別計画における具体的な取り組みや施策を一体となって推進することにより、総合的かつ計画的に環境行政の推進を図ります。

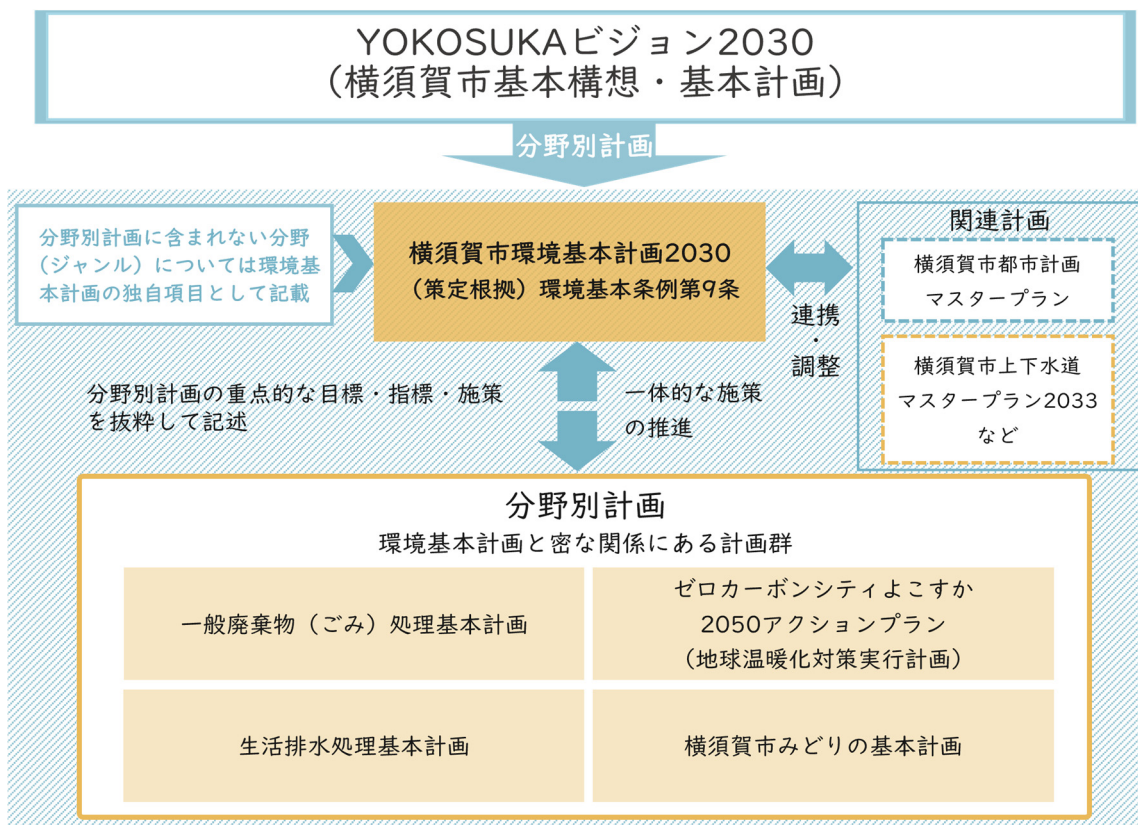


図 1-1 計画の位置付け

2

計画の対象

(1) 計画の対象地域

計画の対象とする地域は、横須賀市全域とします。

また、大気環境や水環境、地球環境問題など、広域に対応することが望ましい事項については、国や県、近隣の地方公共団体との連携も視野に入れ、取り組みを推進していきます。

(2) 計画の対象範囲

計画の対象範囲は、以下のとおりです。

環境分野	対象範囲
自然環境・みどり	緑化の推進、里山的環境、樹林地、河川環境・海域環境の保全、生物多様性の確保、公園整備、歴史的・文化的景観の形成
温暖化対策・気候変動	地球温暖化対策（緩和策）、気候変動への適応（適応策）、エネルギー対策、防災
循環型社会・廃棄物	廃棄物の減量・適正処理、資源循環、食品ロス対策、プラスチックごみ対策（海洋プラスチックごみを含む）
生活環境	大気環境、水・土壌環境、騒音・振動、悪臭、化学物質（ダイオキシン類）による汚染防止
環境教育・環境学習	体験の機会・場の提供、情報提供・普及啓発、人材育成、連携・協働

図 1-2 計画の対象範囲

3

計画の期間

2022年度（令和4年度）から2029年度（令和11年度）まで

計画期間は「YOKOSUKAビジョン2030」（横須賀市基本構想・基本計画）との整合を図り、2022年度（令和4年度）から2029年度（令和11年度）までの8年間とします。

なお、本市を取り巻く環境や、経済・社会情勢の変化をはじめ、本計画の基礎的条件に変化があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

本計画は、計画の前提となる基本的事項を示した「第1章 計画の基本的な考え方」、本市の地形や人口動態をはじめとした概況や、これまでの本市を取り巻く環境の変化を示した「第2章 横須賀市の概況と環境の変化」、本計画で実現をめざす姿とその実現に向けた基本目標を定める「第3章 横須賀市がめざす環境像と基本目標」、第3章に掲げる基本目標の実現に向けた施策の方向を示す「第4章 基本目標の実現に向けた施策の展開」、計画全体を先導していく取り組みを示す「第5章 リーディングプロジェクト」、計画の推進および進行管理の体制を示した「第6章 推進体制・進行管理」の第1章から第6章で構成します。

「横須賀市環境基本計画 2030」

第1章 計画の基本的な考え方	計画策定の背景や、計画の位置付け、計画の対象、計画期間など、本計画の前提となる基本的事項を整理
第2章 横須賀市の概況と環境の変化	本市の地形や人口動態をはじめとした概況や、これまでの本市を取り巻く環境の変化について整理
第3章 横須賀市がめざす環境像と基本目標	本計画の推進により実現を目指す環境像およびその実現に向けた基本目標を設定
第4章 基本目標の実現に向けた施策の展開	基本目標の実現に向け、取り組みの方向性を体系的に整理し「施策の柱」および「施策の方向」として整理
第5章 リーディングプロジェクト	本計画全体を先導し、シンボリックな役割を担う取り組みをリーディングプロジェクトとして位置付け
第6章 推進体制・進行管理	計画の実効性を確保し、各主体が協働して計画を推進・進行管理するための体制や手法について整理

図 1-3 環境基本計画の構成

5

パートナーシップによる計画の推進

今日の複雑化・多様化する環境問題に対応していくためには、市民・事業者・市のパートナーシップによる取り組みが重要となります。

「環境基本条例」における各主体の責務に基づき、適切な役割分担の下で、協働による計画の推進に取り組みます。

(1) 市民の役割

市民は、日常生活と環境との関わりについて理解を深め、環境負荷の低減に努めるとともに、事業者および市との協働に配慮することが求められます。

(2) 事業者の役割

事業者は、自らの事業活動が環境へ及ぼす影響を認識し、環境負荷の低減その他環境の保全および創造に努めるとともに、市民および市との協働に配慮することが求められます。

(3) 市の役割

市は、地域環境を管理する責任主体として、市民、事業者との協働により、本計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、各主体の役割分担を認識し、自主的な環境活動に対して必要な支援を行うとともに、一事業者として、環境保全のために率先した取り組みを推進します。

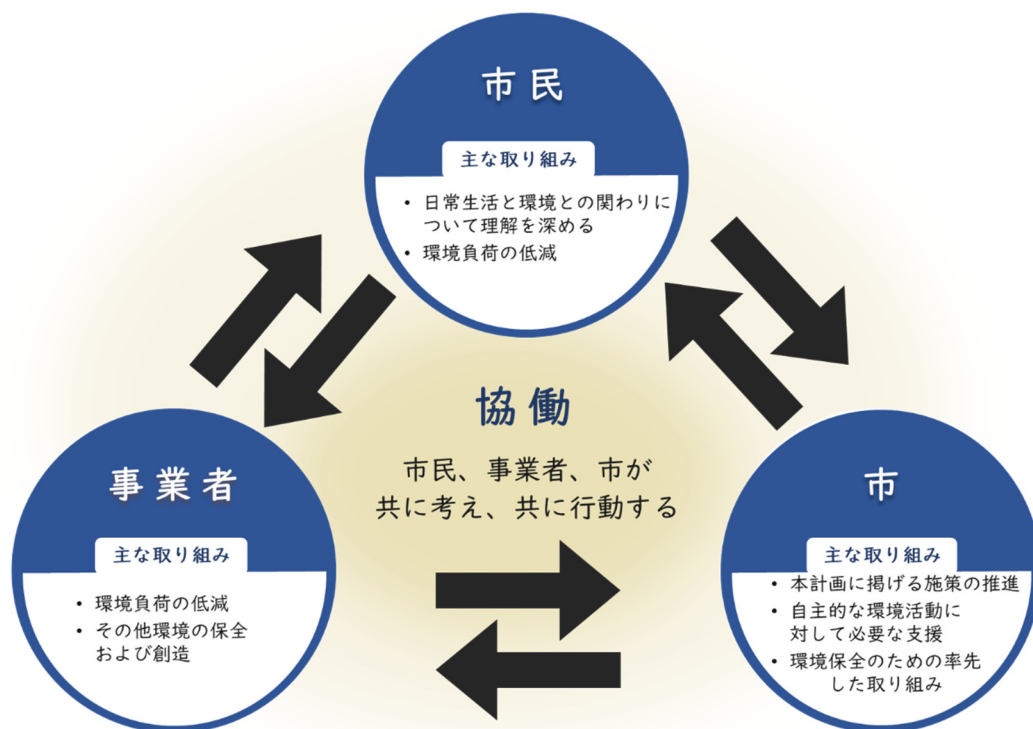


図 1-4 市民・事業者・市の役割概念

(1) 国内外の環境施策の動向

① 「パリ協定」の発効と国内外における温暖化対策の動向

2015年（平成27年）に開催された「COP21」において、世界全体の平均気温の上昇を産業革命前に比べ、2℃よりも十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求する「パリ協定」が採択され、2020年（令和2年）以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みとして、地球温暖化の原因とされる温室効果ガス排出量の削減に世界共通の課題として取り組むことが示されました。

その後、2018年（平成30年）には「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）による「第5次評価報告書統合報告書」以降の最新の科学的知見として「1.5℃特別報告書」が公表され、1.5℃の地球温暖化と2℃の地球温暖化との間には、明確な違いがあること、また、更なる対策の強化がなければ「パリ協定」の2℃目標および1.5℃努力目標の達成が困難であることが示されました。

こうした国際的な温暖化対策の動向を踏まえ、国は、2050年（令和32年）までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする方針を表明するとともに、2021年（令和3年）10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、2030年度（令和12年度）に2013年度（平成25年度）比で46%の削減目標を掲げるなど、国内外において、脱炭素化の流れが加速しています。

また、2021年（令和3年）に開催された「COP26」においても、気温上昇を1.5℃に抑えることの重要性が再確認されました。

② 「第五次環境基本計画」の策定

国は「SDGs」や「パリ協定」の採択などの国際的な潮流を踏まえ、2018年（平成30年）4月に「第五次環境基本計画」を策定しました。

分野横断的な6つの重点戦略を設定し、環境政策による経済・社会システム、ライフスタイル、技術など、あらゆる観点からのイノベーションの創出や経済・社会的課題の同時解決を図り、新たな成長に繋げることを掲げています。

また、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取り組みを推進することを示しています。



図1-5 地域循環共生圏のイメージ図
出典：環境省「第五次環境基本計画」

③ 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の採択

2015年（平成27年）9月の「国連サミット」において、193の国連加盟国で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では「人間、地球及び繁栄のための行動計画」として、宣言および目標を掲げました。

アジェンダの中核を成す「SDGs」は、2001年（平成13年）に策定された「ミレニアム開発目標」（MDGs）の後継として、開発途上国のみならず、先進国を含む国際社会全体で貧困や格差、気候変動などの問題に取り組み、持続可能な社会の実現を目指す2030年（令和12年）までの国際目標として、環境・経済・社会の3分野が相互に関連した17の目標（ゴール）と169のターゲットで構成されています。

また「SDGs」における環境分野の取り組みの重要性を示す「SDGs ウェディングケーキモデル」では、人間社会と経済活動は環境の上に成り立っており、目標達成のためには、あらゆる主体が参画するパートナーシップが必要であることを視覚的に示しています。

国においても「SDGs 推進本部」を設置し、幅広いステークホルダーの意見を踏まえ、取り組みの指針となる「SDGs 実施指針」の策定や、具体的施策を取りまとめたアクションプランを定期的に策定しており「SDGs」を達成するための中長期的な国家戦略として位置付け、取り組みを推進しています。



図1-6 SDGs ウェディングケーキモデル
資料：Stockholm Resilience Centre を一部修正

(2) 本計画に関連する「持続可能な開発目標」(SDGs)のゴール

関連する「SDGs」のゴール	本計画における主な取り組み内容
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p>大気および水環境などの生活基盤となる環境を良好に維持するための取り組みを進めます</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p> <p>すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>幅広い世代が参加できる環境教育・環境学習の機会および場の創出に取り組みます</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	<p>水道・下水道の安定的な使用や工場・事業場からの排水、生活排水対策を行い、良好な水循環づくりに取り組みます</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>再生可能エネルギーの導入と利用環境整備による活用拡大に取り組みます</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	<p>資源の利用効率を向上し、環境に配慮したインフラ整備に取り組みます</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	<p>脱炭素社会への移行を目指し、地域資源を活用した持続可能な社会形成に取り組みます</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p> <p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>	<p>ごみ排出量の低減やリサイクルを推進し、資源循環の拡大に取り組みます</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	<p>気候変動による影響を明確に捉え、さまざまなリスクに柔軟に対応します</p>
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p> <p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>	<p>海域環境の保全、海洋プラスチックごみ対策に取り組みます</p>
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p> <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	<p>生物多様性を確保し、里山的環境などのみどりと水辺のネットワーク形成に取り組みます</p>
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>	<p>市民、事業者の取り組み促進や協働による取り組み体制を整備するとともに機会を創出します</p>